

地域生活支援事業について

位置付け

- (1) 本事業は、障害者自立支援法によって法定化された事業である。
- (2) 本事業は、国の予算の範囲内で1/2以内を補助するものであり、18年度予算においては、満年度ベースで400億円であるが、施行が10月であるため半年分200億円となっている。
- (3) 法律上、市町村及び都道府県が実施することとされており、相談支援など市町村等が必ず実施しなければならない事業が定められている。

目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

基本的考え方

- (1) 市町村及び都道府県が行う事業であり、それぞれ法律上必ず実施しなければならない事業を定めているが、これに限らず市町村及び都道府県の判断により自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができる。
- (2) 障害者自立支援法に規定する、個別給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）と組み合わせて効果的に本事業を実施することができる。
- (3) 地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業の実施が要請されている。
 - 地域の特性： 地理的条件や社会資源の状況
 - 柔軟な形態： 委託契約、広域連合等の活用
 - 突発的なニーズに臨機応変に対応が可能
 - 個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能
- (4) 障害者自立支援法による保健福祉サービスに関するPR、普及啓発等も本事業で実施して差し支えない。

事業内容

(1) 市町村地域生活支援事業：市町村が実施主体となっている事業

法律上、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具の給付等、移動支援事業、地域活動支援センター等事業が実施しなければならない事業として定められているので、適切に実施する。

その他、市町村の判断により自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができる。

なお、事業の実施を他の市町村と連携を図り、広域的に実施することや、第三者に事業の全部又は一部を委託することができる。

また、地域の実情を勘案し、都道府県が実施することができる。

(2) 都道府県地域生活支援事業：都道府県が実施主体となっている事業

法律上、発達障害者に対する支援等特に専門性の高い相談支援事業やその他市町村間の連携により広域的な対応が必要な事業が実施しなければならない事業として定められているので、適切に実施する。

上記の他に、都道府県の判断により障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のためサービス提供者等の養成研修事業や、その他必要な事業を実施することができる。

なお、別添「地域生活支援事業実施要綱(案)」として、事業内容や実施方法等について参考として考えられるものを挙げているので参照されたい。

費用負担

(1) 実施主体と負担割合

市町村	国 1 / 2	都道府県 1 / 4	市町村 1 / 4
都道府県	国 1 / 2	都道府県 1 / 2	

大都市特例の適用なし。

ただし、発達障害者支援センターは、大都市特例を適用。

留意事項： 本事業の中には、一般的な相談支援事業や地域活動支援センターの基礎的事業（従来の小規模作業所の単独補助事業とされている部分）など、すでに地方自治体の一般財源で実施されていたものがあるが、その部分については補助対象とはならない。

(2) 利用料

地域生活支援事業については、地方自治法の規定に基づき、実施主体の判断で利用料を求めることができる。（利用料に関する事項については、条例で定めることが必要）

国庫補助の配分について

(1) 基本的な考え方

統合補助金とし、個別事業の所要額に基づく配分は行わない。

事業の実施水準を全国的に平準化する観点から、事業水準が全国並に達しない市町村等の底上げを図ること、

また、現在の実施水準の低下を招かないことに配慮する。

以上の観点から、次の組み合わせで配分額を決定する。

- ・現在の事業実施水準を反映した基準による配分（事業実績割分）
- ・人口に基づく全国一律の基準による配分（人口割分）

(2) 配分の枠組み (案)

市町村が実施する事業と都道府県が実施する事業の配分比率を以下のとおりとする。

市町村 : 都道府県 = 9 : 1

事業実績割分と人口割分の配分比率を以下のとおりとする。

なお、19年度以降、人口割分に対する配分比率を高めることとする。

市町村

事業実績割分 : 人口割分 = 8 : 2

都道府県

人口割分のみで配分

個々の市町村等への具体的な配分については、別途、必須事業（相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具、移動支援、地域活動支援センター）に係る事業評価の指標の実績を調査したうえで、以下の考え方により決定する。

実施しなければならない事業	事業評価の指標（例）
相談支援	居宅系サービス利用者数
コミュニケーション支援	利用対象者数
日常生活用具	支給件数
移動支援	利用者数
地域活動支援センター	利用者数

なお、以上は検討案であり、具体的な配分の手法については、引き続き検討を行っている。

地域活動支援センター事業の概要について

【概要】

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟に事業を実施。

【事業の具体的内容】

「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じ型～型までの類型を設定。

- a 型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施。
- b 型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。
- c 型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実。
（このほか、型には個別給付事業所に併設するタイプの施設を想定。）

【留意事項】...補助額、補助方法について

基礎的事業の補助

地方交付税による、小規模作業所に対する自治体補助事業の一部を財源とする。

型～型の補助

に加え、「地域活動支援センター機能強化事業費」として国庫補助を実施。

（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4以内）

（国庫補助加算標準額（満年度ベース（案）） 型600万円、 型300万円、 型150万円）

(地域活動支援センター事業の各事業内容について)

地域活動支援センターの基礎的な事業は、地方交付税による、小規模作業所に対する自治体補助事業の一部を財源とする。

この基礎的な事業の他、機能・体制の強化を実施する場合に国庫補助加算を実施する(型～型の加算標準額は下記による)。

実際の地方交付税や国庫補助の要件、補助額については、実施主体である市町村が、地域の実情に応じて設定するものであり、本表の数字や要件は、市町村における実施の目安として示しているものである。

型(国庫補助加算標準額600万円)

[型としての国庫補助対象事業]

事業内容

専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発

職員配置

自治体の単独補助による事業の職員の他、1名以上を配置し、2名以上を常勤とする

利用定員 1日あたり実利用人員概ね20名以上

国庫補助加算標準額(案)

地方交付税による自治体補助に加え、600万円を追加補助

委託相談支援事業をあわせて実施することを必須条件とする(本補助の報酬対象外)

型(国庫補助加算標準額300万円)

[型としての国庫補助対象事業]

事業内容

地域において就労が困難な在宅障害者を通所させ、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行うことにより、自立と生きがいを高める

職員配置

自治体の単独補助による事業の職員の他、常勤1名以上を配置

利用定員 実利用人員概ね15名以上

国庫補助加算標準額(案)

地方交付税による自治体補助に加え、300万円を追加補助

個別給付事業へ移行するための加算制度(200万円/年、2年を限度)を用意

型(国庫補助加算標準額150万円)

[型としての国庫補助対象事業]

対象施設

小規模作業所としての運営実績概ね5年以上

職員配置

自治体の単独補助による事業の職員1名以上を常勤とする

利用定員 実利用人員概ね10名以上

国庫補助加算標準額(案)

地方交付税による自治体補助に加え、150万円を追加補助

平成18年度に限り、実利用人員が5人以上10人未満の小規模作業所において、実利用人員の増加等地域活動支援センターへの移行計画を策定した場合、型を認める経過措置を設ける

地方交付税による自治体補助事業

補助額 600万円(平成17年4月障害福祉課調査による自治体補助の実績平均額)

事業内容 創作的活動、生産活動、社会との交流の促進 等

職員配置 原則2名以上とし、うち1名は専従とする

利用定員等 特に規定なし

国庫補助の無い小規模作業所に対する自治体補助事業